



株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場

平成 14 年 11 月 13 日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 取締役管理部長
森 立夫
電話 06-6204-1193

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

平成 14 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案について、平成 14 年 12 月 20 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員、従業員及び取引先の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領のとおり株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び取引先とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 6,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、目的となる株式の数の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する目的たる株式の数に変更されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

6,000 個を上限とする（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は当社普通株式 1 株とする。

ただし、2.(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込みをすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「払込価額」とする。）に新株予約権 1 個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その当該平均値が新株予約権発行の日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値とする。以下同じ。）を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、払込価額の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する払込価額に変更されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 15 年 6 月 1 日から平成 20 年 12 月 19 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」とする。）は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び取引先であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、取締役会に定める手続きに従い、相続を認めるものとする。権利行使の前日の当社普通株式の主たる取引所の終値が 135,000 円以上であることを要する。その他の権利行使の条件は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

(8) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権者が 2.(7) に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、その新株予約権者が有する新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注 1) 具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注 2) 上記の決議は、平成 14 年 12 月 20 日（金）開催予定の当社第 7 回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを前提としております。

以 上